

藤村トヨによる私立東京女子体操音楽学校の再興

—— 高橋忠次郎からの委任書をめぐって ——

掛 水 通 子

はじめに

1982年5月10日に創立80周年を迎えた本学は従来より明らかになっているように、公文書上の設立者は山崎周信¹⁾であり、実際に設立したのは高橋忠次郎²⁾であった。

今日本学は藤村学園の名の通り藤村トヨを母とし、1908(明治41)年の再興者とし事実上の設立者ともよんでいる。ところが、これまでトヨによる再興について公文書等の裏付けに乏しく、忠次郎からトヨに受け継がれた経緯が不明確であった。

本稿では東京府から出されたという閉鎖命令を、シアトル在留の設立者・校長高橋忠次郎からの委任書を受け撤回し、トヨが再興者となる経緯を、新史料³⁾により明らかにすると同時に、藤村トヨによる2度の学則改正から、その独自性を探ってみたい。

1. 藤村トヨと高橋忠次郎との関連

両者の関連については前報でも報告した。ここでは表1に示した両者の略年譜を追いながら考察したい。

両者の初の接点となるのはトヨがしばしば「女高師時代の恩師」と述べているように、女高師時代と考えられ、1900(明治33)年12月から翌年9月までの間である。トヨは「私の歩んだ道」の中でも、「女子高等師範時代の先生、高橋忠次郎氏⁴⁾」と述べたり「東京女子高等師範学校では三年間⁵⁾直接坪井師より授けられた体操で⁶⁾」とも述べていることから坪井玄道から直接学んでいることは明らかであるが忠次郎から直接学んだかどうかは他の文章からも不明である。坪井の1901(明治34)年2月からの留学の後任として忠次郎が女高師に囑託された後は学んだと思われる。

病弱のトヨは女高師を退学し死期を待つ如く静養していたが、国分高等小の代任訓導を依頼され、1902(明治35)年2月には5月の運動会に備えて「東京で習ってきた」体操の指導を頼まれ少しでも良い事をして死にたいと引き受けたことから健康を回復し体育の道に入るのである。体操指導が認められ、体操、理科の担当で私立丸亀女学校へ抜擢される。

体育の道を決意し、正月元旦に数学、理科の本、ノートを焼き払った1903(明治36)年1月

表 1 高橋忠次郎と藤村トヨの

高橋 忠次郎 1870～1913			藤村 トヨ 1876～1955		
1870	明治 3	3.13 宮城県宮城郡松島村に生まれる	1876	明治 9	6.16 香川県綾歌郡坂出町に生まれる
84	17	4. 一 小学高等全科卒業	81	14	一. 一 寺子屋で漢籍を学ぶ
85	18	2. 一 仙台市砂澤剛敏の塾に入り普通学科を修業する	84	17	4. 一 坂出尋常小学校入学
86	19	一. 一 松島村高城小学校授業助手拝命			
87	20	4.20 同、願いにより免職			
		10. 一 宮城県小学校授業生試験に応じ授業生免許状を授与される			
		12.22 高城小学校授業生拝命			
89	22	10.18 同校退職	88	21	7.11 同校卒業
		10.26 私立東京体操伝習所入所	89	22	1.15 坂出町私立済々学館に入学し中学普通科を修業
		10. 一 東京簿記精修学館入学			
90	23	3.20 私立東京体操伝習所卒業			
		4. 一 東京簿記精修学館卒業			
		8.15 小学校体操科教員免許状を受ける			
91	24	1.29 北豊島郡南千住町瑞光高等尋常小学校体操科訓導となる	91	24	8. 1～28 丸亀講習会（物理、化学、算術）を受ける
		12. 4 病気のため同校退職			
92	25	6. 一 東京府教育会付属小学校教員速成伝習所入所	92	25	5.10 私立済々学館を退学し坂出尋常小学校代任訓導となる
		10. 1 赤坂区赤坂尋常高等小学校体操科訓導となる			
		11.28 師範学校、中学校、高等女学校普通体操科教員免許状を受ける			
		12.24 教員速成伝習所卒業			
93	26	4.22 師範学校、中学校、兵式体操科免許状を受ける	93	26	1.24 尋常小学校本科准教員免許状を受ける
		11. 6 「文学会」「日本遊戯調査会」発足			5. 9 坂出尋常小学校准訓導となる
					5. 一 丸亀中学校教員河野哲爾につき数学修業
					8.11～31 郡部開設避暑講習会（国語、算術、唱歌）を受ける
94	27	3～4 高等師範学校春季講習会を受ける	94	27	8. 一 丸亀中学校教員藤井静夫に就き国語修業
		5.14 日本橋区久松小学校訓導となる			
		5. 一 高師付属音楽学校講師嘱託			
95	28	一. 一 この頃日本法律学校で学ぶ	95	28	4. 4 香川県尋常師範学校入学
		3. 7 小学専科正教員（体操）免許状受ける			4.15 坂出尋常小退職
		3.28 尋常小学校本科正教員免許状受ける			
96	29	1.26 日本遊戯調査会主幹西村正三郎死去	96	29	3.21 香川県尋常師範学校病欠退学
					6.23 坂出尋常小学校代任訓導となる
97	30	6.21 高師付属音楽学校、久松小学校退職			
		6.22 香川県尋常師範学校体操科助教諭兼書記となる			
98	31	4. 1 同校講習科舎監	98	31	4. 1 綾歌郡加茂尋常小学校へ転任
99	32	5.16 同校病欠休職し上京	99	32	3.31 同校退職
		5. 一 日本体育会体操練習所教師嘱託			4.10 女子高等師範学校本科理科入学
		8. 一 最初の著書「最新ベースボール術」刊			
1900	33	12. 一 女子高等師範学校講師嘱託			
		12. 一 翌年2月まで日本体育会を一時退職			
01	34	2. 1 日本体育会遊戯教師	01	34	4.10 同校病欠退学
		9. 1 日本体育会特別賛助会員となる			4.17 同校理科3年選科生として通学を許される
		9.25 日本遊戯調査会「遊戯雑誌」創刊			9.10 病気のため退学、帰郷し綾歌郡徳清寺で静養する
					11. 8 綾歌郡国分高等小学校代任訓導となる

対比略年譜（1914年まで）

高橋 忠次郎 1870～1913			藤村 トヨ 1876～1955		
1902	明治35	5.10 私立東京女子体操学校設立（設立者 山崎周信，監督高橋） 11.26 私立東京女子体操音楽学校と改称	1902	明治35	5.27 第8回関西府県連合共進会関西教育者大会，綾歌郡各小学校生徒大運動会でダンス「岩清水」，手具体操を指導する 10.20 同校退職 10.21 香川県私立丸亀女学校に体操，理科の担当で奉職
03	36	9. - 日本体育会退職	03	36	1. - 香川県師範学校卒業生による高橋忠次郎を迎えての遊戯法講習会を高松市高等小学校で受ける
04	37	3.30 私立東京女子体操音楽学校設立者となる	04	37	3.31 同校退職 4.10 私立東京女子体操音楽学校に奉職 11.22 文検に合格し師範学校女子部，高等女学校体操科教員免許状を受ける
06	39	6.10 国内における最後の著書「理論実際小学遊戯教科書，尋常科之部」刊 7.30 「同 理論之部」刊 12.21 同校校長となる 12. - 渡米	05	38	4.11 私立日本女学校講師を囑託される 9.10 東京保母養成所入学 12. - 同所卒業
08	41	2. 1 シアトルから校長を辞し，藤村トヨを後任者と定め変更に関する一切を藤村トヨに任すこと，設立者変更に関する一切を藤村トヨに任す，二通の委任書を送る 一. - 日本人子弟のための英語学校設立，邦字紙「桜州新紙」発行	08	41	2. - 私立東京女子体操音楽学校閉鎖命令を，坪井玄道，町田則文の助力により撤回し再興する 2.21 私立東京女子体操音楽学校設立者に加加入する 3.19 同校校長となる 3.23 同校規則改正許可願の認可（2月3日提出） 3. - 日本女学校退職 4.10 私立女子聖学院講師囑託 4. - 私立双葉高等女学校講師囑託 一. - この年から体育の講演と講習を兼ねて体育視察研究旅行をする
09	42	8.22 最後の著書「家庭遊戯法」刊，（シアトルから明治40年3月16日付で原稿を送った） 一. - ファイフェ（シアトルから約30マイル南）へ移り日本村を作り農園および商会を設立	09	42	3.24 私立東京女子体操音楽学校規則改正許可願の認可（3月12日提出） 4. - 同校校舎を下谷区三崎町に移転 4. - 私立中村高等女学校講師囑託
11	44	12. - この頃アナカルテス（シアトルから約60マイル北）に移りアラスカ探険の準備をする	10	43	4. - 私立東京女子体操音楽学校校舎を北豊島郡日暮里村1054番地に移転 9. - 双葉高女退職
13	大正2	一. - アラスカ，カキに新事業（体操学校設立らしい）を計画 10.16 シアトル領事館管内で死去 43歳 12.10 松島町にて葬儀 12.21 東京伝通院にて藤村トヨらにより追悼会	11	44	3. - 中村高女退職 一. - 明治44，45年頃九州諸県の体育視察研究をする
			13	大正2	4. 2 私立神田高等女学校5年に入学 7.10 大正博覧会に改良服を出品し褒状を受く
			14	3	2.18 家政科加設の規則改正願不許可となる 3.28 神田高女卒業 4.10 私立東京女子医学専門学校入学



図 1 高松における講習会記念写真 1903 (明治 36) 年 1 月
中央高橋忠次郎, 第 3 列目右から 4 人目藤村トヨ
(遊戯雑誌 2 巻 1 号口絵より)

に恩師高橋忠次郎に再会する。香川県師範学校卒業生有志による忠次郎を迎えての遊戯法講習会が高松市高等小学校で開催され県下から 81 名が集まった⁷⁾。トヨもこの会に出席したのである。トヨはここで旧交を暖め、おそらく運動会のこと、健康を回復し体育の道に入ったこと、忠次郎が設立した学校のこと、文部省検定のことなどが話し合われたに違いない。この時東京へ出て来るよう勧められたのかもしれない。この年の文検は学科は及第したものの実技で不合格となった。

1904 (明治 37) 年 4 月にはトヨは私立東京女子体操音楽学校に忠次郎の勧めで奉職する。3 月 30 日に名実共に忠次郎が設立者となった時であった。11 月 22 日には文検にも合格し一生を投ずることになるのである。

1906 (明治 39) 年末に忠次郎は渡米する。この背景にはスウェーデン体操への敗北があった。自説を「理論実際遊戯教科書」に著すと日本を去り、坪井もまた第一線から退き、学校も共に衰退の道を辿りはじめたのである。トヨは普通体操を支持し、後年、医学的根拠、実態調査に基づき展開するスウェーデン体操批判は、もうこの時から始まりつつあった。トヨは一教員として校長の留守を守る決意を持っていた。忠次郎は福田観学を設立者に加え、校長代理を山本祐吉に託し日本を後にしトヨとの最後の別れとなった。

2. 高橋忠次郎からの委任書

(1) 委任書について

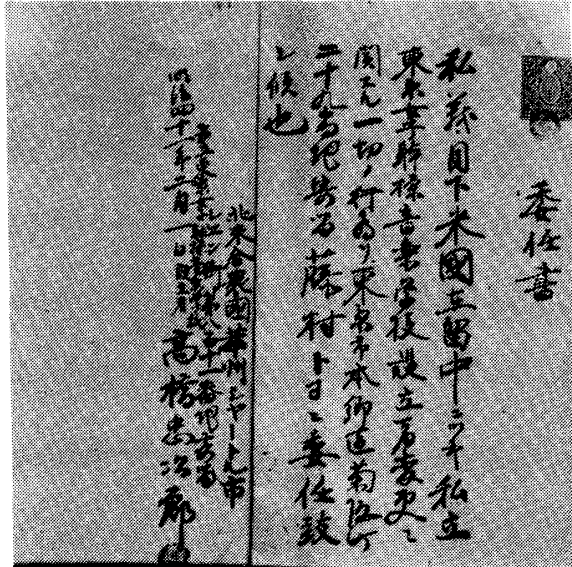


図2 設立者変更に関する委任書
(東京都公文書館蔵)

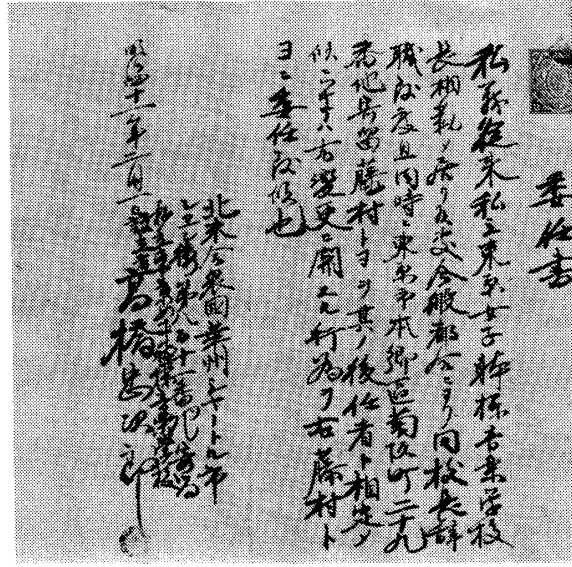


図3 校長変更に関する委任書
(東京都公文書館蔵)

シアトル在留の忠次郎からもたらされた委任書は2通ある。1通は図2に示すように、設立者変更に関する委任書⁸⁾である。「設立者変更=関スル一切ノ行為」を藤村トヨに任すというものであり、その人事については触れていない。他は図3に示すように校長に関する委任書⁹⁾である。これは「藤村トヨヲ其ノ後任者ト相定メ」、変更に関する行為を藤村トヨに委任するというものである。

(2) 委任書作成の事情

2通の委任書は1908(明治41)年2月1日の日付であり忠次郎が署名捺印のうえ収入印紙にも押印してある。忠次郎の留守の学校に閉鎖命令が出されたというのが同じ2月¹⁰⁾のことである。当時は忠次郎と福田の2名が設立者であり、校長代理は太田勸七が勤めていた。経営の失敗による閉鎖命令が出された学校の一教員であったトヨが再興することになった事情についてはトヨ自身がしばしば述べている。「当時私は講師として東京女子高等師範学校時代先生に御世話になった御報恩の為に、授業の一部をお助けして居ったのであるが、廃校に際して無資格で唯母校の信用に依って奉職せる殆んど三百人の卒業生達より懇望された結果、恩師高橋忠次郎氏の帰るゝ迄之を維持する事は私の責任であると自覚し当時高橋先生の友人たる女子高等師範学校の諸先生方より御賛成、御援助を得て私が再興する事になった。¹¹⁾」というものである。おそらく、この間の事情を忠次郎に伝え、トヨが校長、設立者になるための委任書の作成を依頼し、忠次郎がそれに応じたものと思われる。閉鎖命令も実際には2月以前に知らされて

いたのであろう。

この2通の委任書が届いたことによってトヨは設立者に「加入」し、校長にも「就職」することになり藤村トヨの時代に入ったのである。忠次郎は帰国することなく1913(大正2)年にシアトル領事館管内で客死し、トヨは重責を背負ったまま学校と共に生きることになった。

3. 藤村トヨの設立者、校長の就任と閉鎖命令の撤回

閉鎖命令に関する公文書は今日までに見出すことはできず、本学旧蔵文書やトヨらの書いた

文書によるものであり、前項で述べた通りである。したがってその撤回も、トヨが設立者、校長となり学則改正の願いが認可されたことにより、撤回されたと見なされる。

委任書が届いた2月には5件の願、届が東京府に提出された。そのうち4件が人事に関するもので1908(明治41)年2月19日に提出された。

藤村トヨの「設立者加入届」の提出。これは図4に示すように「設立者ノ一人トシテ加入致シ」「他ノ設立者ト同様ノ責ニ任スベク¹²⁾」と設立者に加入することが届けられた。同時にこれまで「設立者ノ一人トシテ」就任していた福田観学の「設立者辞任届」が提出され、設立者は忠次郎とトヨの2名となった。

太田勸七の校長代理の「辞職届」の提出、そして図5に見られる藤村トヨの校長「就職願」の提出である。これは、まだ認可のおりていない設立者藤村トヨが藤村トヨを「私立東京女子体操音楽学校長ニ採用¹²⁾」することを願ったも

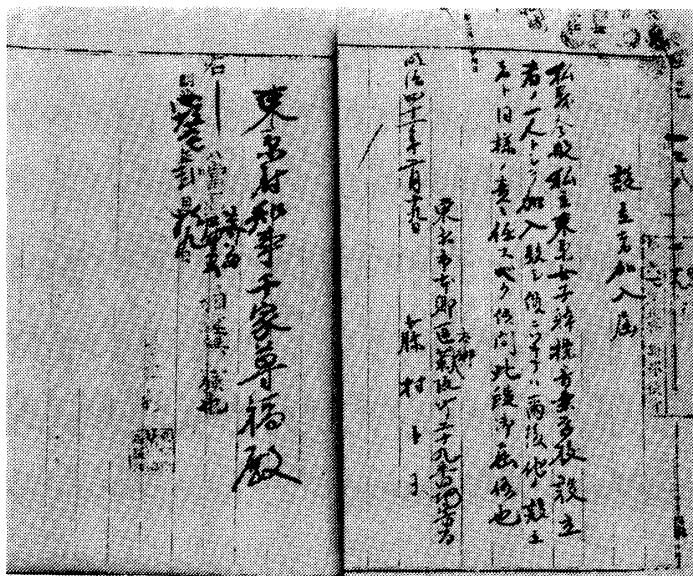


図4 設立者加入届(2月21日判決)
(東京都公文書館蔵)

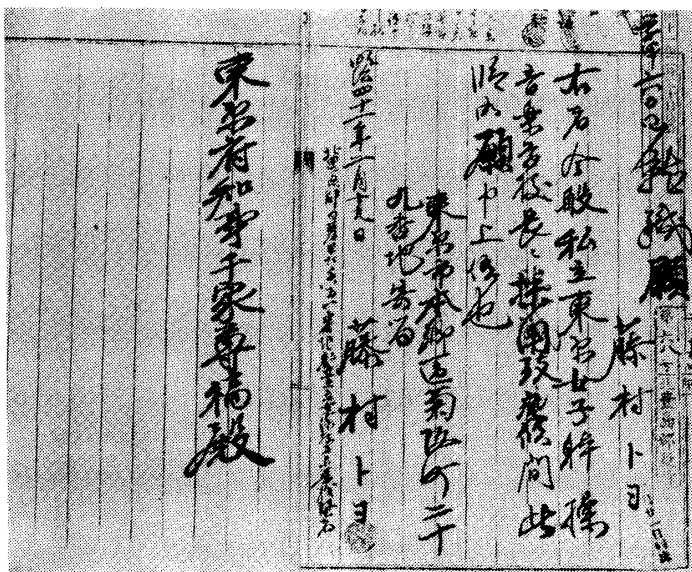


図5 校長就職願(3月19日判決・施行)
(東京都公文書館蔵)

のである。

3通の届は2月21日に判決が下りたが、校長の「就職願」は3月19日に認可の判決が下り同日施行となった。ここに藤村トヨの設立者、校長としての47年間にわたる歩みが始まった。1908（明治41）年2月3日提出の「規則改正許可願」には設立者に（洋行中）として忠次郎の名前の記載があるが、翌年3月12日に提出された「学校規則改正願」は設立者校長の藤村トヨから提出され、設立者藤村トヨ宛に認可され忠次郎の名は見られない。1909（明治42）年3月を以って、トヨ一人の手に委ねられたと考えられる。

4. 藤村トヨによる2度の学則改正

(1) 再興以前の学則改正

忠次郎の渡米後の1907（明治40）年4月に校長代理山本祐吉により学則改正が行われていた。この改正の主な点は入学資格を高めたこと、選科の廃止、研究科の修業期間を定めたこと、授業料と舎費の増額であった。教科では本科についてみると、これまでの週38時間が、国語、家政、和声学がなくなることによって34時間となり、随意科（生花、扶茶、琴、礼法、漕艇、自転車、乗馬）もなくなっている。生徒心得と寄宿舎心得も欠落していた。

(2) 1908（明治41）年2月3日提出の「規則改正許可願」

トヨによる再興に併う学則改正はこの時と翌年の2回行われた。4件の人事については前項で見てきたように2月19日の提出であった。しかし、それに先立って「学校長」の藤村トヨの名で提出されているのである。公文書と実際とのずれは本学の歴史の中でしばしば見られることであるが、この事情を推察してみると、取り敢えず「規則改正許可願」を提出しておいて、他の4件は2月1日付の委任書の到着を待って提出されたのであろう。3月19日に校長が認可された翌日に判決が下り3月23日に施行となった。

トヨによる学則改正を検討しその特徴を検討してみよう。規則改正要載書には次の7項が記されている。

「一、本校従来ノ教科ヲ改正シテ第一部、第二部（本科、研究科）トシ高等科¹³⁾ハ一年本科ハ六ヶ月研究科ヲ六ヶ月トス 一、入学者資格 第一部ハ女子師範学校師範学校女子部修業年限四ケ年以上ノ高等女学校卒業者及尋常小学校准教員以上ノ免許状ヲ有スル者 第二部本科生ニシテ学科術科共ニ優等ノ評定ヲ得タル者 一、学科 従来ノ学科目ニ国語、家政、英語ノ三科ヲ附加セリ 一、試験 従来ノ臨時試験、卒業試験ノ外ニ学期試験ヲ加フ 一、学資 従来ノ入学金弍円授業料弍円五拾銭ノ外ニ楽器其他器械費トシテ五拾銭ヲ納メシム 一、寄宿舎自炊制度ニシテ舎監監督シ下婢ヲ使ツテ生徒ヲシテ其事務ヲ取ラシム 一、生徒心得及寄宿舎心得ヲ附加セリ¹⁴⁾」

つまり、従来は本科、別科、研究科と称し6カ月であったが本科が改められた一部のみ1年に延長された。入学者資格には向上が見られ、山本により改正時に消失した学科を復活させ、英語は新たに随意科として課された。学期制が取られるようになったため学期試験が設けられた。経営を助けるため増収策が取られ、経営上と教育上の観点から自炊制度となったのである。

う。両心得は山本による改正時に消失していたものに手が加えられて復活した。生徒心得は新たに「一、本校生徒ハ運動服ノ外常ニ袴ヲ着ス可シ」「一、本校生徒ハ体育上衣服改良ノ率先者タル可シ」の2項が加えられ全12項となった。この2項に衣服改良の研究者としてのトヨの姿勢が窺える。寄宿舎心得は起床時間等の一部変更のみである。

学科についてみると、一部は2倍の年限になり充実した。一週間の時間配当では体操が13時間から10時間となり遊戯は6時間のままであり、教育、体育原理が1時間増、生理が1時間減、付加された国語は2時間、家政、英語は1時間配当され全体では2時間増となった。内容の主な変更は、従来は体育理論と称していた体育原理の中に遊戯組織法が加わり、体操、遊戯、音楽にそれぞれ実地教授が加えられ、従来は遊戯は戸内遊戯、戸外遊戯としていたものが高等遊戯、児童遊戯となったことである。

この学科は、規則の第一条で「本校ハ女子ニシテ体操遊戯及音楽科教員タラントスル者ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と、はじめて「遊戯」が体操と並んで示されていることと合わせて、遊戯の比重が増し力が入れている。これは高橋忠次郎の主張と一致する。忠次郎は1905（明治38）年11月の体操遊戯取調委員会報告が体操と遊戯の比率を2対1としたことに反対し遊戯の比率をもっと増すべきであると主張していたのであった。トヨは忠次郎の意見を尊重したのであろう。

したがって、この改正の特徴は次の諸点である。まず、山本による改正の内二点を元に戻したことと遊戯を重んじたことに見られる高橋忠次郎の踏襲、次に、修業年限延長による教育の充実、さらには、経営難打破のための増収策を計ったこと、そして、袴の着用、体育上衣服改良の率先者であるべきことを生徒に求め、自炊制度を取ったことに見られるトヨの理念の表れであった。

(3) 1909（明治42）年3月12日提出の「規則改正願」

学校の存亡をかけてあわただしく再興の道へ入って1年の後、再び規則改正願を3月12日に「4月1日より」改正したいと願い出た。3月23日に判決、24日に施行となった。この改正後1919（大正8）年までは改正がなく、トヨによる再興の基礎は完成したといえる。「規則改正要点記載書」には次の9点が記されている。

「一、研究科ヲ除キ第二部本科ヲ第二部ト改正ス。一、第二部ノ修業年限ヲ一ケ年ト改正ス。一、生徒定員ヲ百名ト改正ス。一、第二部教科目程度及時間数ヲ改正ス。一、第二部学期ヲ改正ス。一、入学資格ヲ改正ス。一、授業料納附法ヲ改正ス。一、舎費ヲ改正ス。一、生徒心得中月経時ハ体操科ヲ欠科セシムルノ件ヲ追加ス。¹⁵⁾」

従来、第一部は女子師範学校、師範学校女子部、高等女学校の、第二部本科は小学校の教員養成であり、第二部研究科は第二部本科卒業のうえ第一部同様の教員志望のものを教授していた。この改正では第二部研究科を廃止し、第二部の修業年限を第一部同様に1年とし、生徒定員は50名減少させた。すっきりとした学科編成となった。第一部の教科は前年度と変わらず第二部も第一部に準じている。入学資格は従来より枠を広げ生徒が集まりやすいように改正されている。授業料納付法は合理化されている。舎費は50銭の値上げとなった。生徒心得に追加された1項はトヨの女性の立場からの理解である。既に1903（明治36）年3月の高等女学校教授

要目では「生徒身体の定期的異状あるに際しては体操を休止せしむべし」と明示されていたがこれを体操を専門に学ぶ学生にも適用したものである。規則改正理由書では「月経時中身体過劇ノ運動ハ下腹部ノ疾病ニ罹リ易キ恐レアルヲ以テ体操科ノミハ欠課セシムルコトヲ附加セリ」と説明している。

次に「規則改正要点記載書」記載以外の改正についてみよう。生徒心得では、「一、本校生徒ハ特ニ日本女子タルコトヲ忘ル可カラズ」、「一、本校生徒ハ運動服ノ外常ニ袴ヲ穿ツ可シ」の2項が削除され、「本校生徒ノ服装ハ指定ノ運動服ヲ着用シ靴ヲ穿ツ可シ」が「本校生徒ハ授業時間中一定ノ制服ヲ着用シ靴ヲ穿ツ可シ」と改正され、寄宿料納付法も改正された。トヨは後に発行する雑誌の中では日本女子のあるべく姿をしばしば説いているが、この時日本女子であることを忘れるなという一項がなぜ削除されたかは不明である。服装では、袴の着用をやめ運動服を制服という表現に変えたものである。

生徒心得以外にも二点が変更になった。「第二十八條 中途退学スルモ授業料及器械費は返附セズ」が付け加えられ金銭的面が明確になっている。さらに、従来の「本校ニ寄宿舎ヲ置キテ生徒ヲ監督ス 但已ムヲ得ザル者ハ外宿ヲ許スコトアリ」が「本校生徒ハ総テ本校寄宿舎ニ入舎セシム」と全寮制となった。その理由は「従来特別ノ事情アル者ニ限リ一部分通学ヲ許可セシモ概シテ通学生ハ学科及術科ノ成績宜シカラズ且ツ人格修養ノタメ寄宿舎生活ノ必要ヲ確信シタルニヨリ今回ヨリ総テ寄宿舎ニ入舎セシムルコトニ改正セリ」と述べている。勉学と人格修養のためという後にも続く全寮制の確立であった。

以上のように、1909（明治42）年の改正は学科別を簡潔にし全校を1年の年限として教育の充実を計り、生徒を広く募り、事務を合理化し、少々の値上げと金銭的手続を明確にするものであり、さらには、月経に対する配慮、制服の着用、全寮制の確立とトヨの教育方針を反映するものであった。トヨによる再興はここに一応完成し、忠次郎を踏襲しつつもトヨ独自の方針で歩み始めたのであった。4月には下谷区三崎町へ校舎を移転させ、実妹伊沢エイは夫正次を伴って上京し、エイはトヨの学校へ入学し、正次は学校を助けた。トヨ自身も、強い母の力を受け止めながら、学校一筋に生きる決意を再び固め、藤村一族による支援が始まる年でもあった。

ま と め

藤村トヨは女高師で学んだ体操を小学生に指導したことにより健康を回復し体育の道へ入った。その体操は普通体操であり、坪井玄道、高橋忠次郎を師と仰いだ。1904（明治37）年に私立東京女子体操音楽学校へ高橋に呼ばれて奉職し終生離れることがなかった。

1906（明治39）年末に渡米した高橋校長の不在中経営不振に陥り東京府から閉鎖を命じられた学校を1908（明治41）年2月に高橋からの委任書を受け、設立者、校長に就任し再興した。この時規則改正を実施した。それは、校長の渡米後一旦改正されていた規則のうち二点を元に戻したことと遊戯の比重を増したことに見られる高橋の踏襲と、修業年限延長による教育の充実、経営難打破のための増収策、さらにトヨの独自性が見られる、生徒に袴を着用させたことと体育上衣服改良の率先者であるべきことを生徒に求めたこと、自炊制度を取ったことであっ

た。

翌年3月に再び規則改正を実施し学科別を明確にし全校を1年の年限とし教育の充実を計り、生徒の入学資格を広げた。月経に対する配慮、制服の着用、勉学と人格修養のためはじめて全寮制を取ったこと等はトヨの教育方針を反映するものであった。

従って、藤村トヨによる再興の基礎固めは1908(明治41)年2月に始まり、1909(明治42)年3月にはさらにトヨの理念が導入されると共に藤村一族による支援が始まり、再興は一応完成されたと見ることができる。再興後のトヨによる教育等については今後の課題としたい。

(注)

- 1) 山崎周信については、明治34年4月頃から10月8日に家事上の都合で退職するまで牛込区赤城小の准訓導をしていたことのみ確認できる。筑波大学助教授大場一義先生より東京都公文書館史料及び東京教育雑誌の山崎に関する未発表史料の指摘を受けた。
- 2) 高橋については、掛水通子、「高橋忠次郎に関する歴史的研究(1)」, 東京女子体育大学紀要, 第14号, 1979, pp.1~18及び同, 「高橋忠次郎」, 近代日本女性体育史, 日本体育社, 1981. pp.79~102参照。
- 3) 明治41年私立学校職員第一巻のうち本学関係史料は大場一義先生未発表史料をご好意により使用させて頂いた。
- 4) 藤村トヨ, 「私の歩んできた道(一)」, 学校体育, 6-8, 1953, p.22。
- 5) 坪井玄道は明治34年2月から35年6月まで留学しているので足掛け3年の意か。
- 6) 藤村トヨ, 「私の歩んできた道(四)」, 学校体育, 6-11, 1953, p.36。
- 7) 「高松における講習会状況」, 遊戯雑誌, 2-1, 1903, p.50。
- 8) 東京都公文書館蔵, 明治四十一年文書類纂学事私立学校職員第一巻, 藤村トヨの設立者加入届に添付されたもの。
- 9) 前掲書8), 藤村トヨの学校長就職届に添付されたもの。
- 10) 本学所蔵文書による。藤村トヨは私の歩んできた道では明治40年に廃校命令が出され41年2月に再興したと述べ, 「廃校」を用いている。
- 11) 藤村トヨ, 「東京女子体操音楽学校満三十年^{マツ}記念に際して」, 女性美, 4-5, 1932, p.2。
- 12) 東京都公文書館蔵, 明治四十一年文書類纂学事私立学校職員第一巻。
- 13) 修正し忘れであり第一部のこと。
- 14) 東京都公文書館蔵, 明治四十一年文書類纂第一種学事私立学校第2巻, 30。
- 15) 東京都公文書館蔵, 明治四十二年文書類纂第一種学事私立学校第2巻, 21。

Revival of Tokyo Women's School of Gymnastics and Music by Toyo Fujimura

— About the Letter of Attorney from Chujiro Takahashi —

Michiko Kakemizu

Abstract

Toyo Fujimura found her health recovered by teaching Normal Gymnastics to children in elementary school which she studied in Women's Higher Normal School, so she became a teacher of gymnastics and looked up to both Gendo Tsuboi and Chujiro Takahashi as her leader. She got a position in Tokyo Women's School of Gymnastics and Music in 1904, received the letter of attorney from Principal Takahashi who went to America in 1906 entrusting her with management of the school that had been depressed, and became the reviver, taking office as the Principal, having the closing order of the school abolished in 1908. Then, she revised the regulations; following Takahashi by both amending once revised regulations after Takahashi's visit to America and increasing the weight of play, reinforcing the curriculum by extending the term, and as Toyo's unique idea, requiring that the students should be pioneers of improving clothes. In the revision in next year, each courses of study was defined and the term of all courses was decided to be one year, office work was rationalized, and the policy to look for students widely was carried out. To absent themselves from gymnastics during menstruation, to wear uniform, and to introduce the system of having all students compulsory live in the dormitory for study and character building were expression of Toyo's idea. That is when she moved the schoolhouse, and Fujimura family began to help her.

Therefore, It may be said that building up the foundation of revival by Toyo Fujimura started in February 1908, further, Toyo's educational policy was introduced in March 1909, and then things were settled for the time being.